

津市公共工事に要する経費の前金払の取扱要領

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日
平成 25 年 3 月 1 日
平成 28 年 7 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 津市建設工事執行規則（平成 18 年津市規則第 41 号。以下「規則」という。）第 39 条第 1 項に基づく前金払（以下「前金払」という。）及び規則第 39 条第 2 項に基づく中間前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(前金払の範囲及び割合等)

第 2 条 前金払（中間前金払を除く。）の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、財源の未確定又は歳計現金の保有状況等によりこれを減額することができる。

2 継続費支弁の 2 年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

4 債務負担行為に基づく 2 年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(中間前金払の範囲及び割合等)

第 3 条 中間前金払の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

2 前条第 1 項ただし書及び第 2 項から第 4 項までの規定は、中間前金払に準用する。この場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「前金払」とあるのは「中間前金払」と読み替えるものとする。

(中間前金払いの制限)

第 4 条 中間前金払の対象となる工事であっても、部分払の対象となっているもの及び中間前払金の請求前に請負代金額の全部又は一部について代理受領又は債権譲渡をしているものについては、中間前払金を支払わない。

(工事等内容の変更に伴う前払金の増減)

第5条 工事等の内容の変更その他の理由により、契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が、変更前の契約金額の2割以上増減したときは、前払金の金額は、第2条及び第3条の割合で増減することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年1月1日から施行し、第2条及び別表の規定は、この要領の施行の日以後に津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱(平成18年津市訓第3号)第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付された建設工事等に係る前金払について適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に合併前の津市工事等に要する経費の前金払の取扱要領(昭和60年7月1日施行)、久居市会計規則(昭和43年久居市規則第1号)、河芸町会計規則(平成9年河芸町規則第6号)、芸濃町財務規則(平成3年芸濃町規則第14号)、芸濃町建設工事執行規則(昭和42年芸濃町規則第5号)、美里村財務規則(昭和39年美里村規則第26号)、安濃町会計規則(昭和42年安濃町規則第2号)、香良洲町会計規則(昭和42年香良洲町規則第1号)、一志町会計規則(昭和43年一志町規則第4号)、白山町会計規則(昭和44年白山町規則第9号)及び美杉村財務規則(昭和39年美杉村規則第1号)の規定によりなされた前金払の手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた前金払の手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市公共工事に要する経費の前金払の取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月1日)

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の津市公共工事に要する経費の前金払の取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用し、同日前に締結した

契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年７月１５日）

- 1 この要領は、平成２８年７月１５日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成２８年４月１日以後に締結した契約に係る工事の前払金について適用し、同日前に締結した契約に係る工事の前払金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

範 囲	割 合 等
（工事） 1 件の請負代金の額が 1 3 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条第 1 項に規定する経費	請負代金額の 1 0 分の 4 以内（中間前金払については、請負代金額の 1 0 分の 2 以内とし、かつ、前金払の合計金額が 1 0 分の 6 以内） ※ 算出した額に 1 0 万円未満の端数を生じた場合は、切捨てとする。
（設計又は調査） 1 件の請負代金の額が 1 3 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費	請負代金額の 1 0 分の 3 以内 ※ 算出した額に 1 0 万円未満の端数を生じた場合は、切捨てとする。
（測量） 1 件の請負代金の額が 1 3 0 万円以上の測量（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する測量をいう。）において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費	同 上
（機械類の製造） 請負代金の額が 1 3 0 万円以上で、納入までに 3 月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に必要な経費	同 上